

平成23年度

定期監査結果報告書

(一般会計及び特別会計)
(公営企業会計)

平成24年9月

北海道監査委員

平成23年度 定期監査結果報告書

目 次

第1	監査の概要	1
1	監査の実施部局及び実施期間	1
2	監査の主眼	1
3	監査の実施方法	1
4	監査結果の区分	2
第2	一般会計及び特別会計に係る定期監査結果	2
1	指摘事項等の件数	2
2	監査の結果	4
(1)	不適切な会計処理を行っていたもの	4
(2)	経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの	4
ア	支出に係る事項	4
(ア)	旅費	4
(イ)	需用費	4
(ウ)	使用料及び賃借料	4
(エ)	負担金、補助及び交付金	5
イ	契約に係る事項	5
	委託契約	5
ウ	財産に係る事項	5
(ア)	公有財産	5
(イ)	物品	5
エ	工事（技術）に係る事項	5
(ア)	設計	6
(イ)	積算	6
(ウ)	施工	6
(エ)	事務処理	6
(3)	合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	7
ア	予算に係る事項	7
イ	収入に係る事項	8
(ア)	収入未済額が多額となっているもの	8
(イ)	収入事務の取扱いが適切でないもの	8
ウ	支出に係る事項	11
(ア)	報酬	11
(イ)	諸手当	11
(ウ)	賃金	12
(エ)	報償費	12
(オ)	旅費	12
(カ)	役務費	13
(キ)	委託料	13

(ク) 使用料及び賃借料	14
(ケ) 負担金、補助及び交付金	15
(コ) その他の支出	16
エ 契約に係る事項	16
(ア) 工事契約	16
(イ) 委託契約	17
(ウ) その他の契約	21
オ 財産に係る事項	23
(ア) 公有財産	23
(イ) 物品	24
カ 工事（技術）に係る事項	27
(ア) 設計	27
(イ) 積算	27
(ウ) 施工	29
(エ) 事務処理	29
(オ) その他	30
(4) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	31
(5) 交通事故等が発生しているもの	31
ア 公用車の交通事故	31
イ その他行政事故等	31
(6) その他是正又は改善を求めたもの	32
第3 公営企業会計に係る定期監査結果	35
1 指摘事項等の件数	35
2 監査の結果	35
(1) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの	35
ア 予算に係る事項	35
イ 収入に係る事項	35
ウ 支出に係る事項	35
(ア) 旅費	35
(イ) 委託料	36
エ 契約に係る事項	36
(ア) 委託契約	36
(イ) その他の契約	37
オ 財産に係る事項	37
(ア) 固定資産等	37
(イ) 物品	37
カ 工事（技術）に係る事項	38
(2) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの	38
(3) 交通事故等が発生しているもの	38
(4) その他是正又は改善を求めたもの	38

第1 監査の概要

1 監査の実施部局及び実施期間

監査は、全434監査実施部局について、一般会計及び特別会計にあつては平成23年11月から平成24年7月までの間に、公営企業会計にあつては平成24年1月から6月までの間にそれぞれ実施した。

2 監査の主眼

監査は、平成23年度に係る財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、経済性、効率性及び有効性並びに合規性の視点から、次の事項に重点を置いて実施した。

- (1) 共通事項
 - ア 債権の管理等について
 - イ 修繕工事の執行について
 - ウ 入札の手續について
 - エ 契約事務の手續について
 - オ 業務委託の執行について
 - カ 物品の調達と管理について
 - キ 工事（技術）の執行について
 - ク 補助金の執行について
 - ケ 財産の管理について
- (2) 公営企業会計
 - ア 病院事業の経営の健全化について
 - イ 工業用水道事業の経営の健全化について

3 監査の実施方法

監査は、次の方法により実施した。

- (1) 全434監査実施部局のうち、214監査実施部局については実地監査を実施し、220監査実施部局については書面監査を実施した。

会計	監査実施部局名	本庁	出先機関等	計	計	
					実地監査	書面監査
一般会計及び特別会計	知事部局	9	45	54	48	6
	各種委員会等事務局	5	—	5	5	—
	教育庁	1	290	291	122	169
	警察本部	1	74	75	30	45
	計	16	409	425	205	220
公営企業会計	知事部局 (病院事業会計)	1	7	8	8	—
	企業局 (電気事業会計及び工業用水道事業会計)	1	—	1	1	—
	計	2	7	9	9	—
合計		18	416	434	214	220

- (2) 実地監査については、監査実施部局から監査資料の提出を求めるとともに、監査実施部局に赴いて、抽出の方法により事務事業を選定し、決定書、支出（支払）証拠書類その他関係書類の審査、関係職員に対する事情聴取を行い、さらに関係人調査などによって、その内容を確認する方法により実施した。

また、監査の牽制効果を高めるために、当初書面監査の対象として通知した監査実施部

局のうち、6 監査実施部局について実地監査に変更して実施した。

なお、定期監査実施前に4 監査実施部局の17出先機関等について、実地監査と類似の方法で予備監査を実施した。

- (3) 書面監査については、監査実施部局から監査資料、支出（支払）証拠書類等の提出を求めて書面審査を行うとともに、関係人調査などによって、その内容を確認する方法により実施した。

4 監査結果の区分

監査の結果については、是正又は改善を求めることとした事項を次により指摘事項、指導事項及び検討事項に区分した。

なお、指摘事項については、監査実施部局名を記載することとした。

《指摘事項》

- (1) 法令、条例、規則又は通達に違反しているもの
- (2) 収入確保に適切な措置を要するもの
- (3) 予算を目的外に支出しているもの
- (4) 予定価格の積算に誤りがあるもの
- (5) 経済性、効率性及び有効性の視点から改善を要するもの
- (6) 経営の健全化を図る必要があるもの又は事業の管理運営に改善を要するもの
- (7) 火災事故等が発生しているもの

《指導事項》

指摘事項に該当するもののうち軽易と認められるもの

《検討事項》

改善を求める事項の発生が制度に起因していると認められるものなどで、その改善について検討を要するもの

第2 一般会計及び特別会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

- (1) 監査の結果、一般会計及び特別会計に係る425監査実施部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認められた部局は317監査実施部局、是正又は改善を求めた監査実施部局は108監査実施部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものの件数は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
予 算	9 (10)	3 (6)	0 (1)	12 (17)
収 入	13 (19)	23 (24)	1 (1)	37 (44)
支 出	12 (42)	52 (76)	2 (5)	66 (123)
契 約	37 (44)	43 (58)	2 (3)	82 (105)
財 産	18 (7)	29 (40)	2 (3)	49 (50)
工事(技術)	4 (14)	39 (51)	2 (2)	45 (67)
経 営 管 理	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
そ の 他	23 (20)	35 (48)	1 (0)	59 (68)
計	117 (157)	224 (303)	10 (15)	351 (475)

注 () 内は、平成22年度の件数である。

- (2) 今回の定期監査においても、次のように、決定書を作成しないで契約しているもの、権限のない者が専決しているものなど基本的な経理事務において、指摘事項及び指導事項が多く見受けられる結果となっている。

今後とも、このような関係法令等に違反する事務処理が繰り返されることのないよう、その原因を各部局等で検証し、適切な措置を講じてもらいたい。

区分	指摘事項等の態様	件数
予算	・年度開始前に契約締結決定や契約締結を行っているもの	5
	・年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているもの	4
収入	・督促状を発付していないもの、遅延しているもの	5
	・納付書を送付していないもの、遅延しているもの	2
	・収入取扱員の日常検査が不適切なもの	5
	・建物使用料等の調定が遅延しているもの	4
支出	・時間外勤務手当が過払いとなっているもの	14
	・時間外勤務手当が未支給となっているもの	6
	・物品購入代金等の支出が遅延しているもの	5
	・決定書を作成しないで契約しているもの	5
契約	入札に関するもの	29
	・入札保証金や契約保証金を免除要件に該当しないのに免除しているもの	16
	・入札参加資格要件審査が適切でないもの	6
	・入札参加資格要件を誤って告示しているもの	4
	・入札参加資格の公示を行っていないもの	3
	公募型プロポーザル方式の参加資格要件が適切でないもの	3
	予定価格に関するもの	12
	・予定価格の積算が不適切なもの	7
	・予定価格の根拠が不明確なもの	1
	・予定価格調書の作成を誤っているもの	1
	・予定価格調書を作成していないもの	1
	・予定価格調書を差し替えているもの	1
	・予定価格を決定していないもの	1
	契約の成立に関するもの	8
	・無権代理人が提出した入札書を有効としているもの	3
	・失格とすべき者を落札者としているもの	1
	・落札者とすべき者を失格としているもの	1
	・無効である見積書を有効としているもの	1
	・無効な見積書を受理し契約を締結しているもの	1
	・見積書を差し替えているもの	1
	検査に関するもの	6
	・納品検査を行っていないもの	2
	・検査員が事実と異なるもの	1
	・工事完成検査が遅延しているもの	1
	・検査員に指定された者以外の者が検査を行っているもの	1
	・検査員の指定が不適切なもの	1
財産	・使用料の算定が誤っているもの	3
	薬品の管理に関するもの	6
	・薬品の管理が不適切なもの	5
	・亡失した薬品等に対して適切な対応を行っていないもの	1
その他	・権限のない者が専決しているもの	12
	・会計員等を任命していないもの	4

注 1 「指摘事項等の態様」は、基本的な経理事務の主なものであり、工事（技術）に係る事項は除いている。

2 指摘事項及び指導事項に係るものについて、記載している。

3 「件数」は、指摘事項及び指導事項に係る件数のことであり、1件の指摘事項等でも、複数の項目にわたるものについては、それぞれ該当する項目に記載している。

2 監査の結果

(1) 不適切な会計処理を行っていたもの

《指摘事項》

ア 複写機の賃貸借契約において、契約期間が満了した機器を引き続き使用しようとするときは、再リース契約等を締結しなければならないが、支出負担行為の決定や公印使用の手続を経ずに契約書を遡及して作成するなどして、引き続き機器を使用し続けたものが、平成22年度から平成23年度までの期間において、3件、175万1,395円あった。

また、複写機等の賃貸借代金の支払において、書面により約定した支払期限までに支払を行っていないものが、平成23年度において、14件、27万5,498円あった。

さらに、請求月日の記載がない請求書に事実と異なる収受月日を押印することにより約定した期限までに支払を行ったとしているものが、平成22年度において、11件、493万8,971円あった。
(釧路総合振興局)

イ 物品購入代金等の支出については、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に、書面により支払期限を約定したときには、その期限までに支払わなければならないが、請求年月日の記載のない請求書に事実と異なる収受月日を押印し、これらの期限までに支払を行ったとしているものや、支払が遅延しているものが、39件、305万685円あった。(胆振総合振興局)

ウ 教員が夏季休業日等の長期休業期間中に勤務場所を離れて行う研修については、あらかじめ校長の承認を受け、研修終了後に研修報告書を提出することなどにより、当該期間に係る給与が支給されることとされているが、公共施設において行ったとする研修について、当該施設が休館日で研修を行った事実が確認できないにもかかわらず、給与を支給しているものが、4名分、6万9,404円あった。(南幌養護学校)

(2) 経済性、効率性及び有効性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 支出に係る事項

(7) 旅費

《指導事項》

道立学校においては、公用車を使用できず他の代替措置がとれない場合に、例外的に自家用車の公用使用を承認できることとされているが、承認に当たって、公用車の使用予定を把握することにより、旅費の節約が可能なものがあつた。

(4) 需用費

《指導事項》

貸付被服の購入に係る需用費の執行において、必要な仕様を定めることなく、価格の異なる複数の仕様の被服を購入したことから、不経済な支出となっているものがあつた。

(ウ) 使用料及び賃借料

《指摘事項》

使用料及び賃借料の執行において、物品賃貸借契約の賃借数量は必要最小限としなければならないが、一般道民に貸与するための物品の賃貸借契約について、必要な数量を精査する前に契約を締結したため、不経済な支出となっているものが、1件、40万3,956円相当あつた。
(環境生活部)

《指導事項》

使用料及び賃借料の執行において、外勤の際の交通手段としてタクシーを使用

し、その料金をタクシーチケットで支払っているが、公共交通機関を利用しても
用務を遂行することが可能であり、不経済な支出となっているものがあった。

(I) 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

国の交付金の額の確定において、超過交付となった金額については、返還期限
までに国へ返還しなければならないが、返還期限を過ぎて国へ納付したことから、
延滞金を支出しているものが、2件、13万3,915円あった。(総務部)

イ 契約に係る事項

委託契約

《指摘事項》

a 暖房保守管理業務に係る委託料の支出において、設置しているボイラーが、
有資格者による日常的な保守点検を必要とせず、事務職員が操作できる機種で
あるにもかかわらず、有資格者を要するものとして当該業務を委託していたこ
とから、不経済な支出となっているものが、平成21年度から平成23年度までの
期間において、804万円相当あった。(心身障害者総合相談所)

b セミナー開催に係る委託契約について、業務処理の過程において、契約の相
手方との協議により開催地を変更しているが、契約金額変更のための事務手続
を行わなかったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、8,400
円相当あった。(建設部)

* 本事例については、前年度の定期監査において指導事項となっていたが、改善が図られてい
なかったため、指摘事項とした。

《指導事項》

a 庁舎消防設備点検業務において、消火器の更新に伴い契約変更を行うことに
より契約金額が低くなるが、これをしなかったため、契約金額が割高となっ
ているものがあった。

b 庁舎機械警備業務委託契約において、変更契約時の契約金額算定を誤ったこ
とから、契約金額が割高となっているものがあった。

ウ 財産に係る事項

(7) 公有財産

《指導事項》

庁舎や公宅の跡地などの未利用地のうち、利用見込みのない土地については、
インターネットを利用した売却、大規模画地を戸建用に分筆して売却、現地説明
会の開催など売却等の処分に努めているが、さらに処分の促進を図る必要がある。

(1) 物品

《指導事項》

a プリンターの修繕において、現行における同等品の実勢価格以上の費用を要
して修繕を行っているものがあった。

b 物品の購入において、委託業務の受託者が負担すべき消耗品を購入し使用さ
せたことから、不経済な支出となっているものがあった。

エ 工事（技術）に係る事項

(7) 設計

《指導事項》

建物の改修工事において、天井材に耐震補強材等を設置するに当たり、天井材を一時的に取り外さなければならないが、元の位置へ取り付けるときには、取り外した天井材を再利用するための検討を行うべきところ、一部の天井材について詳細な調査を行わずに廃棄しているものがあつた。

(4) 積算

《指導事項》

- a 橋梁補修工事において、複数の杭打込み工の積算に当たり、杭の一部については、固い地盤用の機械によるものとしていたが、施工箇所が軟らかな地盤であり、軟らかい地盤用の打込み機械への変更が可能なることから、設計金額が過大となっているものがあつた。
- b 道路工事において、旧橋の橋台コンクリートを解体するに当たり、切断によりコンクリートを運搬車両に積載可能なブロックに切り分けるには、最少の切断面積にしなければならないが、これを行っておらず、設計金額が不経済なものとなっているものがあつた。

(5) 施工

《指導事項》

- a 道路改良工事において、歩行者自転車用柵の施工に当たり、路外が危険な区間に転落防止柵を連続して設置すべきところ、隣接工区の柵と連続させなかつたため、歩行者等が柵のすき間からすり抜けて路外に転落する危険が生じており、転落防止のための改善が必要であつた。
(十勝総合振興局)
- b 橋梁工事において、橋脚を施工するために設置した仮締切り工^{注1)}を撤去するに当たり、仮締切り工の土留支保工^{注2)}はその直下まで埋戻しを行ってから撤去すべきであるが、埋戻しを行わずに最下段の支保工を取り外したことから、土留壁に許容を超える荷重が作用して危険な状況となつていた。

(オホーツク総合振興局)

注1) 仮締切り工とは、河川などの水中に構造物を造るときに、内部を排水するため、壁などで仕切って囲む仮設工のこと。

注2) 土留支保工とは、地下を掘削する際に、周辺地盤が崩れないように建てた壁が周囲からの圧力に耐えるように、鋼材などで組み合わせた支保のこと。

《指導事項》

河川改修工事において、暫定高さまで築造する堤防盛土の施工に当たり、河岸の土手等を掘削していたが、異常な増水時に畑地への浸水を少しでも防止するため、工事終点部の堤防盛土を既設の土手にすり付けるべきところ、これを行っておらず出水対策のための改善が必要なものがあつた。

(I) 事務処理

《指導事項》

治山工事において、谷止工の堤体を施工するために生じた余掘部掘削面の間詰めについて、工事現場における地形などの施工条件等の変化に対して、設計変更が適切に行われるよう、設計図書において条件等を明示をしなければならないが、これを行なわなかつたため、必要な設計変更が行われず、現場条件に応じた間詰めとなつていないものがあつた。

《検討事項》

歩道の補修工事において、建設副産物である縁石ブロックを再使用する場合には、特記仕様書で受注者が縁石の破損状況等の調査を行い、その調査結果について、監督員の承認を得た上で施工を行うこととされているが、特記仕様書に明示すべき現場使用のための条件が不明確なため、受注者が十分な調査を行うことができず、建設副産物発生抑制及び再使用の促進が図られていないことから、特記仕様書における縁石ブロック再使用の条件及び施工条件の明示について検討する必要がある。

(3) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 予算に係る事項

《指摘事項》

- (ア) 臨時職員を任用しようとするときは、任用期間の賃金の額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前に臨時職員の任用決定を行っているものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・原子力環境センター	4件	1,944,763円
・留 萌 振 興 局	11件	5,165,672円
・札幌厚別高等学校	1件	964,642円
・警 察 本 部	43件	35,558,724円

- (イ) 印刷機賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、15万1,200円あった。(十勝総合振興局)
- (ウ) レンタカー借上契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前に契約を締結しているものが、1件、18万4,800円あった。(釧路総合振興局)
- (エ) 業務の委託に係る契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、5,611万7,754円あった。(経済部)
- (オ) パソコン等賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前に契約締結決定を行っているものが、1件、271万5,300円あった。
また、長期継続契約に該当しない単年度の当該契約については、総額で契約しなければならないが、1箇月当たりの単価で契約し、契約保証金について、長期継続契約の取扱いと同様に、納付を免除しているものが、1件、27万1,530円相当あった。(石狩教育局)
- (カ) 北海道銃砲刀剣類登録審査委員の鑑定業務に係る支払において、報酬で予算執行することとされているが、報償費により執行しているものが、11件、9万9,000円あった。(教育庁)

《指導事項》

- (ア) パソコン賃貸借契約において、契約を締結しようとするときは、契約金額に見合う歳出予算の配分を受けていなければならないが、予算配分がない年度開始前

に契約を締結しているものがあつた。

- (イ) 物品の修繕において、部品の交換を要しない場合には、役務費で予算執行することとされているが、需用費により執行しているものがあつた。

イ 収入に係る事項

(ア) 収入未済額が多額となっているもの

《指摘事項》

道税、貸付金などの次の収入については、収入未済額がそれぞれ1億円以上となっていた。

(単位：千円)

収入区分	収入未済額	所管部等
道税	19,952,524	総務部
母子福祉貸付金収入等	2,805,112	保健福祉部
中小企業高度化資金貸付金収入等	9,107,648	経済部
林業・木材産業改善資金貸付金収入等	351,681	水産林務部
道営住宅使用料等	1,004,421	建設部
公立高等学校奨学資金貸付金収入等	123,739	教育庁
放置違反金収入 ^{注)}	354,135	警察本部

注) 放置違反金収入とは、平成18年6月1日から導入された放置車両の使用者に対して課すこととされている違反金に係る収入のこと。

《指導事項》

農業改良資金貸付金収入などの次の収入については、収入未済額がそれぞれ1,000万円以上となっていた。

(単位：千円)

収入区分	収入未済額
農業改良資金貸付金収入等	64,513
堤塘使用料 ^{注)}	78,480
高等学校授業料	39,891

注) 堤塘使用料とは、河川敷地の貸付等使用料のこと。

(イ) 収入事務の取扱いが適切でないもの

《指摘事項》

- a 歳入を徴収する際は、調定の遅延によって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、建物使用料等の徴収において、調定が遅延しているものが、42件、31万3,921円あつた。(釧路総合振興局)
- b 建物使用料等の徴収において、督促を受けた納付義務者が、督促状の指定期限までに収入金を完納しないときは、納期限から納付の日までの期間の日数等に応じて計算した延滞金を徴収することとされ、当該延滞金を納付させるときは、納付義務者に対して納付書を送付しなければならないが、これを行っていないものが、12件、22万3,900円あつた。(渡島総合振興局)
- c 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て現金で納付させ、収入取扱員がこれを収納して領収書を交付することとされているが、加入者の納付前に、この共済掛金相当額を任意団体の会計から一括して立て替えて、当該日に納付があつたものとして、加入者に領収書を交付しているものが、631名分、104万1,150円あつた。(札幌厚別高等学校)

- d 共済掛金については、加入者である生徒の保護者の同意を得て納付させ、収入取扱員がこれを収納して領収書を交付することとされているが、学年全員分の共済掛金相当額を任意団体に一括して立て替えさせた上、当該日に納付があったものとして、領収書を任意団体の代表者あてに交付しているものが、309名分、50万9,850円あった。(深川西高等学校)
- e 公宅貸付収入において、履行期限までに履行しない者があるときは、履行期限後30日以内に、督促状により、期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。(石狩教育局)
- * 本事例については、前年度の定期監査において指導事項となっていたが、改善が図られていなかったため、指摘事項とした。

《指導事項》

- a 自動車取得税の課税において、自動車を取得したことにより申告書を提出すべきこととなった者が当該申告書を提出しなかった場合には、申告すべき税額等及び不申告加算金額を決定し、遅滞なく、納税者に通知しなければならないが、不申告加算金の決定を行っていないものがあった。
- b 個人事業税の滞納について、滞納処分の執行を停止するときは、滞納処分をすることができる財産がないときなどに限られるが、滞納者が死亡した後、相続に関する調査を十分に行わないまま、これを行い、さらに、徴収金を徴収することができないことが明らかであるとして、納付義務を直ちに消滅させているものがあった。
- c 自動車税の滞納について、滞納処分の執行を停止したときは、当該滞納者に係る資力回復等の調査を処分停止期間内において、おおむね年1回程度実施し、資力回復等が認められないときは、納付義務を消滅させることとなるが、事後の調査を行わないまま、納付義務を消滅させ、不納欠損を行っているものがあった。
- d 道税の庁内領収において、収入取扱員は、現金の払込みを指定金融機関の集金により行った場合は、現金払込みの日にあらかじめ指定された検査担当者の検査を受けるものとされているが、払込日に検査を行っていないものがあった。
- e 歳入を徴収する際は、調定の遅延や調定漏れによって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、建物使用料の徴収において、道立学校からの債権発生通知書に基づく調定が遅延しているものがあった。
- f 土地使用料の収入において、歳入を徴収する際は、調定の遅延によって、納入義務者の納入が遅延することのないよう留意しなければならないが、調定が遅延しているものがあった。
- g 扶養認定取消等に係る手当の返納については、納付義務者が納期限までに収入金を完納しないときは、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- h 河川水質事故に係る原因者負担金の徴収において、納入義務者から分割納付の申出があり、これを承認したときは、納入義務者に対して納付計画に基づい

た時期に納付書を送付する必要があったが、これを遅延しているものがあった。

- i 災害共済給付に係る共済掛金を領収したときは、収入取扱員は、共済掛金収納日計票を作成し、現金出納簿等を添えて、検査員に回付し、収納事務の日常検査を受けることとされ、当該検査員は、収納及び払込みに係る事務が適正に処理されているかどうかを検査しなければならないが、現金出納簿の収納金額が誤って記載されているにもかかわらず、適正に処理しているものとして、複数回にわたり検査を完了しているものがあった。
- j 収入取扱員の収納事務に係る日常検査は、庁内領収の場合にあっては毎日行うこととされており、収入取扱員が収納した現金を翌日以降に指定金融機関等に払い込むときは、収納日と払込日のそれぞれの日に検査を行わなければならないが、払込日に収納日分の検査を併せて行っているものがあった。
- k 共済掛金の収納事務において、収入取扱員が現金で領収した金額と指定金融機関等へ払い込んだ金額が一致していないものがあった。
また、これを確認すべき日常検査が適正に行われていないものがあった。
さらに、領収金額と払込金額との差額について、払込みが相当期間遅延しているものがあった。
- l 税外諸収入金について、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に督促状により期限を指定して督促しなければならないが、30日を超えて督促状を発付しているものがあった。
- m 国有漁港施設用地有償貸付契約において、貸付料が履行期限までに支払われなかった場合には、30日以内に督促状を発付しなければならないが、これを発付していないものがあった。
また、履行期限までに支払われなかった貸付料に係る違約金については、円単位まで計算した額を徴収しなければならないが、国有漁港施設用地有償貸付契約書において、違約金額に100円未満の端数があるときはその端数金額を徴収しないこととしたことから、徴収不能となった違約金があった。
- n 和解金の支払に伴う求償金に係る収入において、納入義務者が納期限までに収入金を完納しない場合には、納期限後30日以内に、督促状により期限を指定して督促しなければならないが、これを行っていないものがあった。
また、納期限後、収入未済の歳入金について、債務者からの一部納入等収納管理上必要な事実の発生があったときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、当該収入金において、これを作成していなかった。
- o 収入証紙が過貼付となっている場合は、当該過貼付相当額を還付しなければならないが、その還付が遅延しているものがあった。
- p 収入証紙の取扱いにおいて、収入証紙を貼付した申請書等を経由機関で受理したときは、申請書処理簿に記載し、収入証紙は当該経由機関で保管するなどとされているが、これらの取扱いを適切に行っていないものがあった。
- q 看護学院の授業料を免除するときは、申請者が、その者と生計を一にする者の全てについて市町村民税が非課税とされている世帯に属することを確認する

必要があるが、これを行っていないものがあった。

また、申請時に前年分の証明書類により免除を決定した場合には、申請した年の証明書類が取得可能となった時期に改めてその証明書類を提出させる必要があるが、これを行っていないものがあった。

r 交付決定の一部取消に伴う補助金返還金収入に係る収入未済の歳入金について、延滞金等が発生したときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、滞納整理票を作成していないものがあった。

s 旅費の返納金において、当該年度に戻入することができる期日までに戻入が終わらないものがあるときは、速やかに当該返納金を現年度の歳入に組入れの調定を行わなければならないが、この手続が遅延しているものがあった。

また、収入未済の歳入金について、債務者から一部納入等収納管理上必要な事実の発生があったときは、滞納整理票を作成し、当該事実を記載しておくこととされているが、これを行っていないものがあった。

《検討事項》

道立診療所の診療債権については、地方自治法の規定に基づき5年を経過した後、不納欠損の整理を行っているが、公立病院の診療債権については、最高裁判所の判例を踏まえ、その消滅時効期間は、民法の規定に基づく3年とされていることから、今後、不納欠損の整理の方法を明確にすべきである。

ウ 支出に係る事項

(7) 報酬

《指摘事項》

産業医の報酬の支給において、産業医は、少なくとも毎月1回以上の職場巡回をするなどして執務を行うこととされているが、執務実績がないにもかかわらず報酬を支給しているものが、1箇月分、6万2,900円あった。(根室振興局)

(1) 諸手当

《指摘事項》

時間外勤務手当の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず支給していることなどから、過払いとなっているものが、16名分、7万5,059円、未支給となっているものが、4名分、3万420円あった。(総合政策部)

《指導事項》

a 職員に係る扶養手当等の認定において、認定権者は、手当の認定を受けようとする職員から、証明書類等が添付された届出を受理し、その内容を確認して認定を行うこととなるが、証明書類等が不足した届出を提出した職員に対して、不足書類の提出を求めないまま、当該手当の認定を行っているものがあった。

b 特殊勤務手当の支給において、教員特殊業務手当については、教員が、国等が開催する対外運動競技等に学校教育活動として参加する生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うものに8時間程度従事したときや、週休日等に、学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務を引き続き4時間程度行ったときなどに支給することとされているが、支給要件を誤って支給したことなどから、過払いとなっているものや、支給要件に該当するにもかかわらず、支給しなかったことなどから、未支給と

なっているものがあった。

また、教育業務連絡指導手当については、教務その他の連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、当該業務に従事しているにもかかわらず、未支給となっているものがあった。

- c 特殊勤務手当の支給において、教育業務連絡指導手当については、教務その他の連絡調整及び指導助言に従事したときに支給することとなるが、支給要件を誤ったことから、過払い又は未支給となっているものがあった。
- d 教員が夏季休業日等の長期休業期間中に勤務場所を離れて行う研修については、あらかじめ校長の承認を受け、研修終了後に研修報告書を提出することなどにより、当該期間に係る給与が支給されることとされているが、公共施設において行ったとする研修について、当該施設が休館日で研修を行った事実が確認できないにもかかわらず、給与を支給しているものがあった。
- e 時間外勤務手当等の支給において、あらかじめ割り振られた1週間の勤務時間を超えていないにもかかわらず手当を支給したことや時間外勤務時間数の集計を誤ったことなどから、過払い又は未支給となっているものがあった。
- f 通勤手当の支給において、任命権者は、臨時職員等から支給要件を具備するに至った旨の届出があったときは、その届出に係る事実を確認し、支給すべき通勤手当の額を決定しなければならないが、この決定を行うことなく支給しているものがあった。

(ウ) 賃金

《指導事項》

臨時職員に対する賃金の支給において、年次有給休暇取得日を欠勤として処理したことから、未払となっているものがあった。

(エ) 報償費

《指導事項》

報償費の執行において、単身赴任又は独身で駐在所に勤務する警察官に対しては、その勤務日数が当該月の勤務時間を割り振られた日の過半日数であるときは、駐在所等報償費として月額で定められた金額を交付することとされているが、当該交付要件に該当しないにもかかわらず、駐在所等報償費を交付しているものがあった。

(オ) 旅費

《指摘事項》

費用弁償の執行において、議員が議会、委員会の招集に応じたときは、その往復の旅行に対し、交通費、日当等の費用を弁償することとしているが、議会、委員会に引き続き政務調査活動を行い、その活動に伴う交通費を政務調査費から充当している議員等に対して、復路分の費用を弁償したことから、過払いとなっているものが、7件、5万7,500円あった。

また、会議に参会したときは、費用弁償として1日当たりの額を支給することとしているが、議会開催期間中に招集地を離れ、政務調査活動を行っていた議員に対して、1日当たりの額及び交通費を支給したことから、過払いとなっているものが、2件、2万2,660円あった。
(議会事務局)

《指導事項》

- a 旅費の支給において、調整額を誤ったことなどから、過払いとなっているものがあつた。
- b 航空機利用による旅費の執行において、旅費請求書に添付すべき航空機の搭乗券等が添付されていない場合は、旅行命令権者は、旅行者に理由書と用務先の対応証明等を提出させ、航空機を利用した事実を確認しなければならないが、この事実確認を行っていないものがあつた。
- c 航空機を利用する旅行において、旅費請求書には、航空賃の支払を証明するに足る書類として、現に支払った旅客運賃に係る領収書及び航空機の搭乗券を添付することとされているが、領収書を添付していないものがあつた。
- d 旅費の執行において、旅行者は、旅行命令に従い旅行をしなければならないが、旅行日前日から用務地に私事滞在しているにもかかわらず、勤務地から用務地までの旅費を請求したこと及び旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情により旅行命令を変更する必要があると認めるときは、自ら又は旅行者の申請に基づき、旅行命令を変更しなければならないが、当該旅行においてこれを行わなかったことから、過払いとなっているものがあつた。

《検討事項》

旅費の執行に当たり、同種の用務について、道費で支弁しているものと任意団体の会計で支弁しているものと学校によって区々となっていることから、今後、道費、任意団体の会計の負担のあり方について検討する必要がある。

(カ) 役務費

《指摘事項》

物品修繕の契約を行う場合は、その内容を明らかにした決定書を作成して、支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに発注し、事後に物品修繕決定書を作成しているものが、1件、5,250円あつた。(渡島総合振興局)

《指導事項》

草刈業務契約に係る役務費の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が支払請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものがあつた。

また、草刈業務の執行において、給付の完了検査の時期を書面で明らかにしないときは、給付を終了し、その旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならないが、この期限を超えて検査を行っているものがあつた。

(キ) 委託料

《指導事項》

- a 委託料の支出において、支出命令者は、継続的、定期的な経費の支払を除き、債権者から提出を受けた請求書により支出命令を行わなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあつた。
また、委託料の使用に当たって、20%を超える費目間の流用をする場合は、あらかじめ書面により申請し承認を受けなければならないが、承認を受けることなくこれを行っているものがあつた。
- b 委託料の支出において、支出命令者は、継続的、定期的な経費の支払を除き、

債権者から提出を受けた請求書により支出命令を行わなければならないが、請求書の提出を受けることなく、支出しているものがあつた。

- c 業務委託に係る委託料の支出において、委託料の各月ごとの支払は、各月に行われる業務の内容や業務の量等に応じて、支払金額を按分して支払うこととしているが、按分額の算定を誤ったことから、各月の業務内容等と相違した額を支払っているものがあつた。
- d 業務委託に係る委託料の支出については、相手方から適法な請求を受けた日から起算して30日以内に支払わなければならないが、支出が遅延しているものがあつた。

(ク) 使用料及び賃借料

《指摘事項》

会場の借上げに係る使用料及び賃借料の執行においては、その内容を明らかにした決定書を作成して支出負担行為をしなければならないが、これを行わずに契約し、事後に決定書を作成しているものがあつた。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・ 経 済 部	1件	8,040円
・ 十勝総合振興局	4件	65,785円

《指導事項》

- a 自動車の賃貸借契約において、契約期間を変更する場合は、契約の相手方と協議の上、決定書により変更に係る内容を明らかにしなければならないが、決定書を作成していないものがあつた。
また、自動車の借入れを行った場合は、物品受入決定書を作成し受入決定を行い、返還の際は、物品払出決定書により払出しの決定を行うとともに、物品受領書を徴して当該自動車を相手方に引き渡さなければならないが、これらの手続が行われていないものがあつた。
- b 共通乗車券の管理において、乗車券を管理する取扱責任者は、原則として総括担当主査又は代表係長とされており、乗車券管理者は、あらかじめ一般決定書で取扱責任者の職・氏名を指定しなければならないが、この指定を行っていないものがあつた。
また、取扱責任者は、券綴使用者への交付に当たり、あらかじめ乗車券に所属及び取扱責任者の押印を行うこととなっているが、これを行っていないものがあつた。
- c 自動車の賃貸借契約に係る借上料の支出については、契約に基づき毎月25日までに前月分を支払うこととなっているが、支出が遅延しているものがあつた。
- d 共通乗車券の管理について、取扱責任者は乗車券（券綴）を交付する必要があるときは、乗車券（券綴）交付（使用承認）簿において、乗車券管理者の承認を得るとともに、乗車券（券綴）を使用させる者から受領印を徴することとされているが、受領印を徴した者とは別の者に乗車券（券綴）を交付し使用させているものがあつた。
また、乗車券管理者は、一般決定書により乗車券（券綴）を使用させる者を券綴使用者として指定することとされているが、実際の乗車券（券綴）使用者に、この指定を行っていないものがあつた。

- e 会場借上料等の支出において、書面により支払の時期を明らかにしないときは、相手方が請求をした日から15日以内に支払わなければならないが、この期限を超えて支出しているものがあった。
- f 建物賃貸借契約に係る借上料の支出については、契約に基づき年額を4月末日まで及び10月末日までの2回に分けて支払うこととなっているが、支出が遅延しているものがあった。

(ケ) 負担金、補助及び交付金

《指摘事項》

- a 補助金の交付決定後に補助事業者が、補助金の交付の決定の内容等に違反したときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるとされているが、緊急雇用創出推進事業補助金において、交付の決定の内容に違反したことが明らかとなったにもかかわらず、交付の決定の内容を変更するなどの事務処理を行っていないものがあった。
(胆振総合振興局)
- b 森林整備加速化・林業再生事業において、補助金が補助事業者から更に間接補助金となって給付される場合には、間接補助事業者に対する支払を完了したときが補助事業の完了となるが、間接補助金の支払前に補助事業者から提出された実績報告書に基づき、補助金の額の確定を行っているものがあった。
(水産林務部)

《指導事項》

- a 学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業費補助金の交付決定において、補助金交付要綱では参加する子どもの保険料は補助対象経費から除くこととされているが、傷害保険の被保険者を確認しないまま審査を行い、参加児童に係る保険料相当額を補助対象経費に含めたまま交付決定しているものがあった。
- b 交付金である政務調査費の額の確定については、政務調査費が使途基準に従い使用されているか等について調査の上、これを行わなければならないとされており、議員の活動において、政務調査活動と政党活動や後援会活動等のその他の活動が混在する場合、政務調査費の充実に当たっては、活動実態や使用実態に応じた合理的割合で按分することとされているが、按分を行っていない収支報告書に基づき額の確定を行ったことから、交付金が過払いとなっているものがあった。
また、政務調査費として充当できない経費や二重計上のある経費を含んだ収支報告書に基づき、交付金の額の確定を行っているものがあった。
- c 政務調査費の収支報告書及び領収書等の写しの提出があったときは、これらの確認を行うとともに、使途基準に従い使用されているかについて調査等を行うこととされているが、提出された調査研究費、資料購入費、広聴広報費、事務費、事務所費、人件費の領収書において、使途等の確認を十分に行うことなく、次のような領収書等を有効なものとして受理しているものがあった。
 - (a) 領収書に宛名や領収した内容の記載がなく、この場合、領収書等添付票の余白に記入することとされている宛名や支出名の記入も行われていないもの。
 - (b) 領収書の発行者が個人であるものについては、原則として、発行者の住所、氏名を発行者が自署し、押印する必要があるが、住所の記載や領収者の押印が

なく領収書発行者の特定ができないもの。

《検討事項》

障害者自立支援基盤整備事業費補助金において、事業実施要綱では1事業所当たりの補助金の限度額が定められているが、1事業所の二つの共同生活住居の改修工事を2件の補助事業として扱ったことにより、補助金限度額を超えて補助金交付決定を行っているものがあるなど、事業実施要綱と補助金交付決定の内容が相違していることから、適切な補助事業の執行について、検討を行う必要がある。

(1) その他の支出

《指導事項》

- a 高等学校定時制課程教科書給与事業において、教科書の購入決定を行う場合は、給与対象者決定後に行わなければならないが、この決定を行う前に購入しているものがあつた。
- b 前渡資金の支払事務においては、部局長が指定する職員が、前渡資金の支払事務終了後、支払事務の内容を確認し、その結果を書面に記録することとされているが、これらを行っていないものがあつた。

エ 契約に係る事項

(7) 工事契約

《指摘事項》

- a 工事の請負契約に係る入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものがあつた。

(部 局 名)	(件数)	(入札保証金相当額)
・後志教育局	1件	1,260,000円相当
・胆振教育局	3件	512,169円相当
・北見方面本部	1件	257,250円相当

- b 庁舎外壁改修工事の執行において、当初の見積合せ時に参加者が全員辞退したため、不成立となったことを理由として、工事内容や工事数量に変更がないのに単価を変更することにより、予定価格を増額して、新たに入札を執行していた。(上川総合振興局)
- c 漁業取締船上架修理工事契約等において、入札保証金及び契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合は、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものが、5件、2,651万2,500円相当、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、2件、228万8,160円相当あつた。(水産林務部)
- d 少額工事の随意契約において、無効とすべき見積書の提出があつた場合は、これを無効として契約手続を行わなければならないが、有効となるよう見積書を再度提出させ、これを差し替えているものがあつた。(東京事務所)

e 工事の請負契約に係る契約保証金については、過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行したものであることを理由として納付を免除することはできないが、これをできるものとして免除しているものが、1件、31万2,900円相当あった。(釧路総合振興局)

f 公宅修繕に係る少額工事の執行において、完成検査の時期を書面により明らかにしないときは、相手方が給付を終了し、その旨の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならないが、この期限を超えて検査を行っているものが、22件あった。

また、公宅修繕に係る少額工事代金の支出において、支出命令者が誤った金額を支出命令しているものが、1件あった。(出納局)

《指導事項》

a 少額工事の完成検査において、請負人から少額工事の完成の届出があったときは、検査員が完成検査を行うこととなっているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。

b 予定価格調書を作成する契約の入札執行に係る決定書においては、予定価格を類推することが可能となる情報を記載しないこととされているが、建設工事及び委託業務の起工決定書において、設計金額等を記載した書面を添付しているものがあった。

(4) 委託契約

《指摘事項》

a 庁舎等清掃委託業務契約において、予定価格の積算を誤り最低制限価格を高く算定したことから、落札者とすべき者を失格としたため、契約額が5万7,750円割高となっていた。(檜山振興局)

b 業務委託契約において、入札保証金及び契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金及び契約保証金の納付を免除しているものがあった。

(部局名)	(件数)	(入札保証金相当額)	(件数)	(契約保証金相当額)
・総務部	3件	206,010円相当	1件	98,700円相当
・経済部	1件	98,175円相当	1件	2,494,165円相当
・出納局	1件	76,125円相当	1件	144,900円相当
・函館方面本部	1件	68,250円相当	1件	136,500円相当

c 業務委託契約において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものがあ

(部局名)	(件数)	(入札保証金相当額)
・漁業研修所	1件	367,500円相当
・根室振興局	1件	369,117円相当

・議会事務局	1件	888,300円相当
・上川教育局	5件	792,750円相当

- d 庁舎清掃業務委託契約において、最低制限価格を低く算定したことから、失格とすべき者を落札者としていた。
(帯広高等技術専門学院)
- e 釧山坑廃水調査業務委託契約に係る一般競争入札の執行において、無権代理人の提出した入札書は無効としなければならないが、有効なものとして入札に参加させているものがあった。
(経済部)
- f 委託契約に係る予定価格の積算において、学識経験者等による委員会の設置を行わせる調査研究業務の諸経費は、調査研究業務委託料積算基準に基づき、直接経費から委員会開催に係る委員手当等の特別直接経費を除いた額に諸経費率を乗じて算出することとされているが、この算出を誤ったことから、契約金額が割高となっているものが、1件、8万5,365円あった。
(環境生活部)
- g 緊急再就職訓練委託業務において、契約を締結しようとするときは、1件の予定価格が100万円以上の場合、予定価格調書を作成しなければならないが、これを作成していなかった。
また、見積合せの相手方から見積書を徴取しなければならないが、これを行っていなかった。
(旭川高等技術専門学院)
- h ホッカイドウ競馬魅力アップ事業委託業務において、契約保証金については、過去2年間に国、地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の契約保証金の納付を免除しているものが、1件、201万2,100円相当あった。
また、プロポーザル方式により契約を行った場合は、随意契約の結果公表を行うときに併せて審査結果を公表することとされているが、これを行っていなかった。
(農政部)
- i 委託業務の内容が準委任に属するものである場合において、当該業務が完了したときは、処理成果を記載した実績報告書等を提出させ、当該書類を審査の上、委託料の額を確定しなければならないが、収支精算書に対象外経費が含まれているにもかかわらず、この額を含めて額の確定を行ったことから、委託料の支出が過大となっているものが、2件、60万4,362円あった。
また、プロポーザル方式により随意契約を締結したときは、随意契約の結果を公表し、併せてプロポーザル方式の審査結果等を公表しなければならないが、これらを行っていなかった。
(胆振総合振興局)
- j 肝疾患相談事業委託業務において、委託料により取得した物件又は権利があるときは、当該委託業務の完了後、速やかに道に移転させることとされているが、これを行っていないものが、3件、30万4,290円分あった。
(保健福祉部)
- * 本事例については、前年度の定期監査において指導事項となっていたが、改善が図られていなかったため、指摘事項とした。

《指導事項》

- a 委託契約に係る一般競争入札の告示において、消費税及び地方消費税等を滞

納している者でないことを資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、消費税及び地方消費税等に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあつた。

また、暴力団関係事業者等でないことを入札参加者の資格要件の一つとしなければならないが、資格要件としていないものがあつた。

- b 排水設備清掃業務委託に係る一般競争入札において、当該業務に係る処理要領には、産業廃棄物の運搬に係る業務を含んでいるが、入札参加者の資格要件の一つとして産業廃棄物の運搬に係る資格が必要であることを示さずに告示しているものがあつた。
- c 業務委託に係る一般競争入札の執行において、知事があらかじめ定めた種類以外の契約について、契約ごとの入札参加資格を定めたときは、これを公示することとされているが、これを行わず、入札の公告において入札参加資格を示しているものがあつた。
また、当該入札公告において、誤った内容の資格要件を告示していた。
- d 特定建築物環境衛生管理業務委託に係る予定価格の積算において、特段の理由もなく、特殊作業員単価を割り増したため、予定価格が過大となっているものがあつた。
- e 清掃業務委託に係る予定価格の積算において、直接物品費で率計上されている経費を消耗品費で更に計上したことから、予定価格が過大となっているものがあつた。
- f 環境衛生管理業務委託に係る入札の執行において、当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結したことなどを入札参加資格要件としているが、規模についての判断基準を明確にしないまま資格審査を行っているものがあつた。
- g 構内除排雪業務委託契約に係る予定価格の決定において、積算された金額を変更する特段の理由がないにもかかわらず、これと異なる額を予定価格としているものがあつた。
- h 委託業務に係る予定価格調書の作成に当たり、最低制限価格の入札書比較価格を算出する際に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げることとなっているが、これを切り捨てているものがあつた。
- i トイレ清掃業務委託に係る予定価格の積算において、清掃員単価を誤ったため、予定価格が過少となっているものがあつた。
- j 本庁所管部が定めた単価により各総合振興局等が契約を締結した委託業務において、本庁所管部は単価を構成する郵送経費、鉄道運賃に含まれる消費税等相当額を除算して契約単価を定める必要があつたが、消費税等を含めたまま契約単価を定めて各総合振興局等に通知したことから、委託料を支払う際に、各総合振興局等が消費税等の率相当額を更に加算して支払ったため、契約金額が割高となっているものがあつた。
- k 警備業務委託契約において、1件の予定価格が100万円を超える特命随契を

する場合は、入札参加者指名選考委員会の審議を経なければならないが、これを行っていないものがあった。

- l 委託契約に係る公募型プロポーザル方式の公告において、道税等を滞納している者でないことを参加資格要件の一つとして定めているが、これを証する書類として、道税等に係る納税証明書の提出を求めることなく、資格審査を行っているものがあった。
また、プロポーザル方式による随意契約を締結したときは、速やかに随意契約の結果を公表し、併せてプロポーザル方式の審査結果等を公表しなければならないが、これらを行っていないものがあった。
- m 機械警備業務委託契約において、入札執行後、予定価格調書を差し替えているものがあった。
- n 庁舎清掃業務委託契約において、委託料の支払は、清掃作業結果を記載した作業日誌や業務報告書を提出させ、履行確認後に行う必要があるが、庁舎清掃のうち年1回行う定期清掃について、受託者から作業日誌が提出されておらず、これに係る履行確認も行わないまま委託料を支払っているものがあった。
- o 委託契約において、業務の内容が準委任に属するときは、業務終了後に実績報告書及び収支精算書の提出を受け、委託料の額を確定し受託者に通知することとされているが、これらを行っていないもの及び業務完了時の検査員に指定された者以外の者が検査を実施しているものがあった。
- p 浄化槽清掃保守点検委託業務において、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、再委託に当たってこの手続を行っていないものがあった。
- q 清掃業務を委託の方法により執行しようとするときは、行わせようとする業務の内容に応じた処理の方法等を定めた委託業務処理要領を作成しなければならないが、委託業者に提示した業務処理要領の内容が、必要とする業務の内容と大きく異なっているものがあった。
- r 清掃業務委託に係る特定随意契約の方法による契約において、契約を履行できる者が複数存在する場合には、指名した者の中から選定する方法又は公募に応じた者の中から選定する方法のいずれかによらなければならないが、これによることなく、1者から見積書を徴取し契約を締結していた。
また、当該契約の発注の見通しに関する事項等については、閲覧に供することにより公表しなければならないが、これを行っていなかった。

《検討事項》

- a 大雨等による土木施設の被災に際し、緊急に巡視・調査業務を実施する必要がある場合は、災害等の緊急対応の手続に関する建設部長通達に基づき、見積合せや契約を事前に行わずに施行を依頼できることとなっているが、入札等による業務委託が可能と思われる災害申請用の設計書作成業務等を同手続により施行依頼しているものもあることから、同通達の対象とする業務内容等を明確にするよう検討する必要がある。
- b 職業訓練に係る委託業務の執行において、委託料の対象となる経費は実支出

を伴う経費のほかに実支出を伴わない経費であっても減価償却費等を委託料の算定に含めている場合があるが、委託訓練の会場となる建物は受託者が市や町から無償で借り受けていることから、建物使用料は発生しないのに委託料の積算に含めているものや受託者が所有する建物やパソコン等の備品について、減価償却費や損料等の額を超えて使用料を算定しているものがあることから、適正な積算方法や精算方法について検討する必要がある。

(ウ) その他の契約

《指摘事項》

- a 暖房用燃料購入の単価契約に係る入札の執行において、無権代理人が提出した入札書は無効としなければならないが、入札の権限を委任されていない者が提出した入札書を有効なものとして入札に参加させているものがあつた。
(釧路方面本部)
- b 道有林野産物売払契約に係る入札の執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合は、その納付を免除することができることとされているが、当該免除規定に該当しない者の入札保証金を免除しているものが、1件、26万3,918円相当あつた。
(上川総合振興局)
- c 車両修繕に係る見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積りの権限を委任されていない者が提出した見積書を有効なものとして見積合せに参加させているものがあつた。
(釧路警察署)
- d 印刷物の製造契約に係る見積合せの執行において、押印のない見積書は無効としなければならないが、代表者印の押印のない見積書を有効なものとして見積合せに参加させているものがあつた。
(釧路方面本部)
- e 物品購入に係る定時見積合せの執行において、記名のない見積書は無効としなければならないが、代表者名の記名のない見積書を有効なものとして見積合せに参加させ、契約を締結しているものがあつた。
(胆振総合振興局)
- f 委託契約の締結において、業務委託を単価契約の方法により執行しようとするときは、当該支出負担行為の内容を明らかにした決定書により決定しなければならないが、これを作成していないものがあつた。
また、単価契約を行う専決権限を有する職については、留萌振興局事務決裁細則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあつた。
(留萌振興局)
- g 物品の修繕契約における契約締結において、契約保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合は、その納付を免除することができることとされているが、当該免除規定に該当しない者の契約保証金を免除しているものが、1件、29万9,528円相当あつた。
(後志総合振興局)
- h 生徒健康診断に係る単価契約において、物品の購入等に係る単価契約については、契約書の作成を省略することができないが、これを作成していなかった。
(北広島高等学校)

i 産業廃棄物処理業務委託契約の締結に当たっては、法令により、書面により行わなければならないが、契約書を作成していないものが、1件、7万9,359円あった。
(上川総合振興局)

j 物品の購入において、緊急に必要な物品を購入するためとして、物品購入決定書を作成したが、緊急に必要な物品を購入する場合には、物品を必要とする日が標準的には、おおむね発注の2週間後の日より早い場合とされていることから、3週間を超える当該購入は、これに該当しないとして、発注時に作成した物品購入決定書とは異なる決定書を納品後に作成しているものがあった。

さらに、当該決定書の納品年月日等が事実と異なっていたことから、再び決定書を作成し直していた。
(苫小牧工業高等学校)

《指導事項》

a 自動車用燃料の購入に係る制限付一般競争入札の執行において、公告に示した入札参加資格要件の内容について審査を適切に行わないまま、入札参加資格があるとして申請者に通知しているものがあった。

b 賃貸借契約に係る一般競争入札の執行において、知事があらかじめ定めた契約の種類に応じた入札参加資格者により行うか、その定めがない場合は、契約ごとに必要な資格を定めて資格の有無を審査し、有資格者により入札を行うこととされているが、知事があらかじめ定めた契約の種類に該当しない物品の賃貸借契約において、物品の購入契約等の入札参加資格を有していることを、入札に参加する者に必要な資格の一つとして告示を行っているものがあった。

c 道道工事等により発生した鉄くず等の売払いの入札において、知事があらかじめ定めた種類以外の契約について、契約ごとの入札参加資格を定めたときは、これを公示することとされているが、これを行わず、入札の公告において入札参加資格を示しているものがあった。

また、当該入札公告において、誤った内容の資格要件を告示していた。

d 物品交換契約において、1件の予定価格が160万円を超える特命随契をする場合は、入札参加者指名選考委員会の審議を経なければならないが、これを行っていないものがあった。

e 生産品を売り払おうとするときは、売払予定価格を定めた上で、売り払わなければならないが、予定価格を定めず、売払いを行っているものがあった。

f 複写機の賃貸借契約において、見積書の提出依頼の通知をする場合には、見積書の提出に必要な事項等を記載しなければならないが、流動資産担保融資保証制度に係る債権譲渡の取扱いの対象とされていない契約であるにもかかわらず、取扱いの対象となる旨記載するなど、不適切な通知となっているものがあった。

g 定期刊行物の購入において、履行確認検査は、毎月2回以上納入される新聞等にあつては、1箇月分を取りまとめて行い、定期刊行物購入決定書の所定欄に納入月日等の所要事項を記載の上、押印することとされているが、これ

を行っていないものがあった。

- h 物品の納入においては、契約事務担当職員以外の者を検査員に指定し、履行確認の検査を行わなければならないが、契約事務担当職員を検査員に指定し、これを行わせているものがあった。
- i 自動車リース契約において、装備品であるスタッドレスタイヤ及びスノーブレードについては、契約書特記事項により、使用から2年を経過したときに未使用品と交換することとなっているが、これらの物品について、交換時の履行確認を行っていないものがあった。
- j 物品を売り払おうとするときは、物品売払決定書により、売払いの決定をしなければならないが、不用品の売払いに当たって、売払いの決定前に複数回にわたって購入予定者に物品の引渡しを行い、後日まとめて売払決定を行っているものがあった。
- k 道の所有に属する物品の売払いに当たっては、原則として売払代金の完納後に当該物品を引き渡さなければならないが、完納前に引き渡しているものがあった。

オ 財産に係る事項

(7) 公有財産

《指導事項》

- a 教育財産等の管理において、教育財産等管理者は、常にその管理する教育財産等について、その現況を把握し、特に利用の適否に関する事項等に注意し、管理のため必要があるときは直ちに適切な措置を講じなければならないが、教育財産である校内敷地に、道以外の者である父母の会等が、部室等に利用するためプレハブ物置等を設置しているにもかかわらず、教育財産の使用の許可又は寄附に係る事務処理を行っていないものがあった。
- b 自動販売機に係る教育財産の使用許可において、許可面積の算定を誤ったため、使用料を過少に徴収しているものがあった。
- c 自動販売機に係る行政財産の使用許可に伴う使用料の徴収において、使用許可面積を誤ったことから、使用料が過大となっているものがあった。
また、使用料のうち、加算料金について、計量器等によって使用実績が判明するものにあつては、これに基づき算定した額としなければならないが、電力使用量を誤ったことから、加算料金が過大となっているものがあった。
- d 行政財産の使用許可に係る加算料金の算定において、申請者等の使用状況を勘案した率の算定を誤ったことから、使用者に負担させる加算料金が過少となっているものがあった。
- e 教育財産の管理において、建物の新・増築や取壊しがあった場合は、必要な登記を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。
また、教育財産台帳に図面を附属しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- f 行政財産を道以外の者が使用しようとするときは、あらかじめ、行政財産使

用許可申請書を提出させ、その内容を審査の上、使用を許可しなければならないが、これらの手続を遡及して行っているものがあった。

また、その結果として使用料の収納が遅延していた。

- g 行政財産の使用許可において、使用許可の適用条文を誤り、使用料を免除できない場合に該当するにもかかわらず、使用料を免除しているものがあった。

(イ) 物品

《指摘事項》

- a 公用車等物品の損傷が発生し、修繕費用を支出しているものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・空知総合振興局	4件	1,184,439円
・石狩総合振興局	1件	124,908円
・後志総合振興局	3件	732,601円
・日高総合振興局	3件	123,070円
・渡島総合振興局	6件	254,931円
・オホーツク総合振興局	5件	556,480円
・十勝総合振興局	4件	739,320円
・釧路総合振興局	1件	130,053円
・江差警察署	2件	133,641円
・留萌警察署	1件	128,436円
・遠軽警察署	1件	88,574円

- b 公用車の損傷が発生し、修繕費用の支出があった。

また、部局長は、物品が損傷したときは、事故報告書により知事に報告しなければならないが、これを行っていないものがあった。

(部 局 名)	(件数)	(金 額)
・札幌高等技術専門学院	1件	115,720円
・上川総合振興局	4件	541,649円

- c 古平栽培漁業実習場の漁艇が損傷し、修繕費用として、2件、102万1,045円の支出があった。

また、学校長は、その使用に係る物品が損傷したときは、事故報告書により知事に報告することとされているが、これを行っていなかった。

(小樽水産高等学校)

- d 貸付被服の購入において、年間を通じて着用するものは6月1日に貸付けを行うことになっているが、この日を過ぎて購入し、貸付けを行っているものがあった。

(渡島総合振興局)

* 本事例については、前年度の定期監査において指導事項となっていたが、改善が図られていなかったため、指摘事項とした。

- e 被服の購入において、実際の納入年月日に関係なく、被服貸与規程に定められた貸付日を納入年月日とする納品書の作成を供給人に依頼しているものがあった。

また、購入決定時に供給人に示した規格と異なる被服を使用する部局の要望により納品させたにもかかわらず契約変更等の手続を行うことなく、購入決定時の規格を記載した納品書の作成を供給人に依頼しているものがあった。

(十勝教育局)

f 郵便切手については、その受払いを郵便切手受払簿に記録するとともに、1箇月分ごとに所属長の確認を受けなければならないが、これらを行っていないものがあった。

また、前年度に作成した受払簿を複写して、当該年度の受払簿であるかのようには装って、受払いを適正に行っていることとしていた。(宗谷総合振興局)

g ダム建設付替道路の改良工事による工事発生材の売払いに当たって、当該発生材の亡失により、1件、17万9,795円の損失があった。(胆振総合振興局)

《指導事項》

a 寄附により物品を取得しようとするときは、寄附者から寄附申込書を徴し、当該物品の受入れの決定などの手続を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

また、物品からの編入により教育財産等を取得しようとするときは、編入決定書により、当該物品を教育財産等として受け入れなければならないが、これを行っていないものがあった。

b 1 監査実施部局において、公用車の損傷が発生し、修繕費用を支出しているものがあった。

c 物品の管理において、委託契約に係る業務処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のうち、ビデオソフトなど物品として管理する必要があるものについては、生産物として受入決定を行い物品として管理することとされているが、成果品として提出された記録映画を保存したDVDについて、この事務を行っていないものがあった。

d 物品の借上げに当たっては、検査員を指定し、当該借上物品の種類及び数量について検査を行うとともに、物品受入決定書を作成することなどとされ、また、当該物品につき返還すべき事由が生じたときは、物品払出決定書を作成するとともに、相手方から物品受領書を徴することなどとされているが、複写機の借上げにおいて、これらの手続が行われていないものがあった。

e 自動車燃料の購入については、一括して単価契約を締結しているが、誤って当該単価契約の相手方でない者の給油所で給油をしたため、その者から請求を受けた後、物品購入決定書を作成し、支出しているものがあった。

f 郵便物の不足料金を切手で支払う場合は、郵便切手受払簿に不足料金を記載し、不足料金を支払うことなどとなっているが、不足料金が記載された不足料金貼付用葉書に不足料金分切手を添付した写し等を保管していないため、不足料金を確認できないものがあった。

g 薬品の管理において、毒物及び劇物は、専用の保管庫に保管し、その他の一般薬品とは、それぞれ別に保管しなければならないが、これを行っていないものがあった。

また、毒物及び劇物の容器や貯蔵場所等には、医薬用外の文字及び毒物又は劇物の文字を表示しなければならないが、これを行っていないものがあった。

h 薬品の管理において、危険物の類別によっては、可燃物との接触等を避ける

こととされているが、危険物を可燃物と同一の薬品整理棚に保管しているものがあつた。

- i 物品の管理において、委託契約に係る業務の処理に伴い受託者から引渡しを受けた成果品のうち、多数の報告書など物品として管理する必要があるものについては、生産物としての受入決定を行い、物品として管理することとされているが、成果品として提出された報告書等について、この事務を行っていないものがあつた。
- j 物品管理主任の保管に係る物品について亡失があつたときは、校長は、その事実を確認の上、当該物品の払出しの決定をしなければならないが、薬品等の盗難事件があつたにもかかわらずこれを行っていないものがあつた。
- k 現金領収証書の管理について、現金領収証書管理者は、現金領収証書を物品管理主任又は物品供用員から払出しを受け、所属の収入取扱員に払い出すこととされているが、他の現金領収証書管理者に所属する収入取扱員に現金領収証書を払い出しているものがあつた。
- l 現金領収証書の管理について、現金領収証書管理者は、現金領収証書の管理のため、現金領収証書受払簿を備え付けなければならないが、これを備え付けていないものがあつた。
- m 実習に伴い発生した鉄くず等については、鉄くず等に係る物品の生産報告と物品の受入決定の手続を行わなければならないが、これらの手続を行っていないものがあつた。
- n 工事発生材の売払いに当たり、当該発生材の亡失による損失があつた。
- o 物品を売り払おうとするときは、当該物品について、不用の決定を行った上、物品売払決定書により売払いの決定を行わなければならないが、これらの手続を行っていないものがあつた。

《検討事項》

- a 薬品の管理において、管理責任者は、定期的に毒物等の薬品を実測し、点検、確認の上、薬品受払及び保管管理点検確認表により校長等の検印を受けなければならないが、手引などにおいて当該実測値を受払簿等に記録することとされていないため、点検確認時に実測値を確認することができず、長期にわたり、実測していないのに実測したのものとして校長等が検印を行っているものがあつた。
また、実測の結果、現在量と受払簿の数量との間に不具合があつた場合の取扱いについて明確に定めていないため、不具合の原因を確認できないものがあることから、今後、点検、確認の具体的な方法等について明らかにするよう検討する必要がある。
- b 農作物生育状況調査に係る報償物品の取扱いについて、購入した報償物品の納品時には、給付内容や数量の確認を行わなければならないが、包装された状態で納品されているため、確認が困難となっているものや、協力農家への交付確認を行っていないものなどがあることから、適切な取扱方法について、検討を行う必要がある。

カ 工事（技術）に係る事項

(7) 設計

《指摘事項》

- a 道路改良工事において、既設の歩行者自転車用柵を再設置するに当たり、柵高を標準の1.1mとすべきところ、1.0mで設計した箇所があった。
また、隣接する既設橋梁の転落防止柵とのすき間に留意して設計すべきところ、約60cmのすき間が生じており、歩行者等が柵をすり抜けて路外に転落する危険があり、安全確保のための改善が必要であった。（空知総合振興局）
- b 治山工事において、既設の治山ダムに新たな魚道を設置する工事に当たり、管理する職員等が魚道の維持管理等を行うために使用する法面とダム堤体上部の通路等には、労働安全衛生規則に基づいて、墜落等による危険を防止するための囲い等の設備を設置しなければならないが、これを行っておらず、安全確保のための改善が必要であった。（上川総合振興局）

《指導事項》

- a 農道改良工事において、路盤工の設計に当たり、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、供給の可否にかかわらず路盤材料等にコンクリート再生骨材を使用する設計とすべきところ、天然骨材を使用するものとしていた。
また、施工時には、再生骨材の供給量を確認して使用材料を決定すべきところ、これを行っていないものがあった。
- b 海岸工事において、消波工の設計に当たり、波力によって散乱、崩壊しないように十分な重量のブロックとすべきところ、一部、設計基準より軽いブロックのみで設計していたことから、波力に対し消波機能が不足するため改善が必要なものがあった。

(4) 積算

《指導事項》

- a 漁港整備工事において、ポリエチレン製取付管設置の積算に当たり、建設部の積算基準に適用できる歩掛りがなときは、見積書の徴取などにより新たな歩掛りを策定し、試験施工をあらかじめ行い歩掛りを検証しなければならないが、これらを行わず適用の範囲外である下水道工事の歩掛りを基に積算しているものがあった。
- b 鋼橋架設工事において、仮橋基礎杭の引抜き積算に当たり、1日当たりの施工本数を誤ったことから、設計金額が過少となっているものがあった。
- c 道路改良工事において、工事費の積算に当たり、共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域、工事場所を考慮して補正することとされ、当該地域等が山間僻地の場合は所定の補正值を加算することとされているが、誤って過大な補正值を加算して積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- d 河川工事において、排水工及び導流堤施工に伴う仮設工の積算に当たり、コンクリート構造物の高さに応じた型式の防寒囲いにより積算すべきところ、誤って高さの低い構造物に適用する型式により積算したため、設計金額が過少となっていたほか、仮排水に必要な水替ポンプの使用日数を少なく積算したため、設計金額が過少となっているものがあった。

- e 漁港海岸工事において、工事費の積算に当たり、共通仮設費率及び現場管理費率は施工地域、工事場所を考慮して補正することとされ、工事場所の50m以内に人家等が連なっている場合については所定の補正値を加算しなければならないが、これを行っていなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。
- f 防雪柵設置工事において、基礎コンクリート施工に伴う仮設工の積算に当たり、土留めのH型鋼杭の打込み機械として、現場条件の固い地盤に対応可能な機械により積算すべきところ、軟らかな地盤に適用する機械により積算したため、設計金額が過少となっているものがあった。
- g 漁港の落石対策工事において、高さ70m程度の岩壁に防護網を密着設置するため、高所足場工を設置・撤去するときの積算は、建設部の積算基準に適用できる歩掛りがない場合には、見積書の徴取などにより新たな歩掛りを策定しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- h 道路改良工事において、転落防止柵工の積算に当たり、景観に配慮した塗装仕様としていることから、柵の材料費に必要なカラー塗装単価を加算すべきところ、誤って計上しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。
また、山留め式擁壁の親杭打込み費の積算に当たり、打込み機械の作業幅に制約があるものとして、狭小な場所でも作業が可能な特殊な杭打ち機により積算していたが、施工場所の一部については作業幅の制約がなく標準機械による施工が可能なため、設計金額が過大となっているものがあった。
- i 河川改修工事において、石張り護岸工の積算に当たり、石張りに使用する玉石のすき間に詰める胴込め材を積算すべきところ、胴込め材に必要な切込碎石の数量を積算しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。
- j 道路工事において、排水対策として掘削した側溝の不良土をダンプトラックで運搬するに当たり、歩掛りの土質区分の適用を誤ったことから、設計金額が過大となっているものがあった。
- k 道路改良工事において、大型視線誘導標の積算に当たり、撤去する既設誘導標の数量を誤って過大に計上していたほか、撤去のみの歩掛りを適用すべきところ、撤去から再設置までを含む歩掛りを適用したため、設計金額が過大となっているものがあった。
- l 道路改良工事において、法面工の積算に当たり、すき取り土を仮置き場から積込み運搬する数量として、法覆基材の厚さ15cm相当の体積を計上すべきところ、誤って厚さ1m相当の体積を計上して積算したため、設計金額が過大となっているものがあった。
また、側溝工の積算に当たり、既設のコンクリート製U型側溝を撤去して再利用することとしていたが、再設置を行う既設側溝の撤去工を積算しなかったため、設計金額が過少となっているものがあった。
- m 農地整備工事において、コンクリート製V型側溝の基礎工の積算に当たり、資材費、労務費等を含む施工単位当たりの市場での取引実勢を把握した市場単価で積算しなければならないが、コンクリート構造物に適用する基礎工の歩掛

りにより積算したため、設計金額が過大となっているものがあつた。

- n 住宅改修工事において、外壁等改修の積算に当たり、住宅に入居者がいる場合には、外壁のひび割れ補修及び防水工等の工種について、作業効率の低下を考慮した施工単価を適用しなければならないが、これを適用しなかったため、設計金額が過少となっているものがあつた。

(ウ) 施工

《指導事項》

- a 橋梁補修工事において、高欄・地覆の補修に当たり、工事中に橋梁を通行する車両が路外に逸脱することを防ぐ仮設防護柵をすき間なく配置すべきところ、複数箇所について車両幅程度のすき間を空けており、安全確保のための改善が必要なものがあつた。
- b 道路工事において、軟弱地盤の上の盛土工に当たり、施工した盛土が異常な沈下をしないよう地盤の変化量を観測しつつ、ゆっくりとした速度で盛り上げることを施工条件としていたが、必要な観測を行わず、また、施工条件を上回る盛り上げ速度で施工しているものがあつた。
- c 林道工事において、防護柵のガードケーブルの施工に当たり、走行中に進行方向を誤った車両が路外に逸脱するのを防ぐため、森林土木工事共通仕様書に基づき、ガードケーブルの張力値を確認する必要があつたが、これを行っておらず、安全性の機能確認が不十分なものがあつた。
- d 治山工事において、切土した斜面の植生工は、特記仕様書に基づき工事監督員が斜面の勾配及び土質を確認した上で施工すべきところ、これを行わず施工しているものがあつた。
- e 農地改良の客土工事において、購入客土の搬入量を確認するに当たり、地山^{注)}状態の体積及びダンプトラックに積込んだことにより増える体積を調査すべきところ、これを行っていなかったため、地山状態による搬入量が不明確となっているものがあつた。

注) 地山とは、掘り起こす前の自然のままの土の地盤のこと。

(I) 事務処理

《指導事項》

- a 農道改良工事において、国道への取付けに伴い国道施設の排水溝を改造していたが、発生する鋼材は国に帰属するにもかかわらず、その処理方法について国との協議を行わず、了解を得ないまま近隣の最終処分場に廃棄しているものがあつた。
- b 道路工事において、法面植生工として利用するすき取り土の仮置き場所が必要となり、私有地を使用することとしていたが、このような場合には、工事着手前に土地所有者と貸借契約を交わす必要があるが、この手続を行っていないものがあつた。
- c 河川工事において、橋台の仮締切りに使用する鋼矢板等を支給材としていたが、設計図書の数量、規格を誤ったまま引き渡しているほか、受領書の提出を受けていないなど、契約条項に基づいた手続を適切に行っていないものがあつた。

た。

- d 農道新設工事において、町道への交差点の新設に当たり、町道施設の車道路盤や舗装等を含む道路工事を施工していたが、道路管理者以外の者が行う工事に該当するため、道路法に基づく申請を行い道路管理者の承認を得るべきところ、必要な手続を行っていないものがあつた。
- e 農地海岸保全工事において、仮設の鋼矢板を撤去後、工区内に仮置きしていたが、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、発生材の受入りに必要な発生材報告を受け、保管場所では囲い及び看板表示などをして第三者が出入りできないようにする必要があつたが、これらを行っておらず管理が適切でないものがあつた。
- f 道路改良工事において、指定部分としていた路盤工の引渡し前に、再生骨材と切込砕石の数量の概数確定に係る設計変更を行わなければならないが、指定部分工事引渡し後に設計変更を行っているものがあつた。
- g 河川工事において、掘削残土が発生することから捨土場所が必要となり、関係者から紹介された私有地に捨土作業を実施していたが、このような場合には、工事の発注前に土地所有者を確認し、私有地を改変することなどに対する同意書を得る必要があるが、これを行っていないものがあつた。
- h 砂防工事において、支給材料とするコンクリート殻の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、当該支給材料の検査をしなければならないが、引渡し時に検査を行っておらず、また、引渡し後も受領書を受け取っていないなど、工事請負契約書に基づいた事務処理を行っていないものがあつた。
- i 治山工事において、降雨等を流下させるコンクリート製U型側溝を、国道に設置されている横断管施設へ接続するに当たり、道路法に基づき道路管理者の許可を受けなければならないが、この手続を行っていないものがあつた。
- j 河川改修工事において、土地所有者が嵩上げ盛土完成後に耕作を行うために、指定部分としていた盛土工の引渡し前に、盛土量の概数確定を行った上で、設計変更を行わなければならないが、指定部分工事引渡し後に行っているものがあつた。

《検討事項》

河川工事等において、残土等を流用して私有地に盛土及び捨土を行うに当たり、工事発注前に土地所有者から土地の形状を改変することなどに対する同意書等を得る必要があるが、これを得ていないものが複数見受けられた。

土地所有者の同意等のための手続については、発注に先立ち事前協議等を行っているものの、書面により確実に同意等を得るための仕組みが不十分であることから、その手続に関する適切な取扱いについて検討する必要がある。

(オ) その他

《指導事項》

- a 河川改修工事において、護岸工に設置するかごマット及びふとんかごの設計に当たり、かごの中詰め材料に現場で発生したコンクリート殻を再利用すべきところ、新たに購入した材料を使用することとしているものがあつた。

また、発生したコンクリート殻については、建設副産物適正処理マニュアルに基づき適切に管理すべきところ、これを行っていないものがあった。

- b 道路改良工事において、すき取り土を盛土法面等の植生工に用いた残量については、次年度に活用することとして運搬し仮置きしていたが、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、関係市町村と協議を行ない、保管期間、目的等を明記した看板を設置する必要があったが、これらを行っておらず管理が適切でないものがあった。
- c 道路改良工事において、盛土法面の法覆基材として使用したすき取り土の残量について、次年度に施工予定の他工事に流用するものとして運搬し仮置きしていたが、建設副産物適正処理マニュアルに基づき、関係市町村と協議を行ない許可を得た上で、仮置き場所には仮置き期間や保管目的等を明記した看板を掲示すべきところ、これらを行っておらず管理が適切でないものがあった。

(4) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

北海道競馬の経営は、「北海道競馬推進プラン」に基づき、インターネット発売や共同馬券発売システムの運用などによる売上げの拡大や開催経費等の節減に努めているところであるが、累計の借入金が、242億4,375万円と依然として多額となっていることから、引き続き経営の改善を図る必要がある。(農政部)

(5) 交通事故等が発生しているもの

ア 公用車の交通事故

《指摘事項》

- (ア) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用等として、93件、3,999万4,327円の支出があった。(警察本部)
- (イ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、2件、125万1,861円の支出があった。(日高振興局)
- (ウ) 公用車による交通事故が発生し、賠償金及び修繕費用として、11件、331万2,351円の支出があり、また、全損により2件、残存価格116万6,676円の廃車があった。(上川総合振興局)

《指導事項》

14監査実施部局において交通事故が発生し、賠償金や修繕費用等の支出等をしているものがあった。

イ その他行政事故等

《指摘事項》

- (ア) 公宅で火災事故が発生し、173万円相当の公有財産の焼損があった。
なお、火災のあった部屋は、補修しないで空き公宅とすることとした。(後志教育局)
- (イ) 北警察署石狩駐在所で火災が発生し、復旧費として、7万124円の支出があった。(警察本部)
- (ウ) 統計調査員による報償物品等の亡失が発生し、4,000円の損害が発生していた。

(総合政策部)

- (エ) 高等学校グラウンド法面の管理瑕疵による事故が発生し、家屋等が破損したことから賠償金として、1件、280万9,115円の支出があった。(留萌教育局)
- (オ) 庁舎等の管理瑕疵により隣接する倉庫の壁に損傷を与えたことなどから、賠償金として、2件、130万4,100円の支出があった。(空知総合振興局)
- (カ) 道道の管理瑕疵により死亡事故が発生し、賠償金として、2件、3,315万5,358円の支出があった。(上川総合振興局)
- (キ) 学校内において、部活動中の事故が原因で生徒に後遺障害が残ったことなどから、賠償金として、2件、309万9,742円の支出があった。(教育庁)

《指導事項》

- (ア) 職務執行中に行政事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。
- (イ) 信号機からの冰雪塊の落下により車両を損傷するなどし、賠償金を支出しているものがあった。
- (ウ) 公用車が損傷したときは、直ちに所属の部局長に報告し、部局長は、その事実を確認の上、会計管理者を経て、知事に事故報告書を提出しなければならないが、この手続を行っていないものがあった。

(6) その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

- ア 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額等については、網走高等看護学院事務決裁細則で定められているが、食糧費の支出に関し、権限を有しない者が専決しているものがあった。(網走高等看護学院)
- イ 非常勤職員を任用する権限を有する者については、オホーツク総合振興局事務決裁細則により定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。(オホーツク総合振興局)
- ウ 証人等に旅行を依頼し、及び証人等に支給する旅費を承認する権限を有する職については、北海道事務決裁規程等で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。(建設部、檜山振興局、上川総合振興局、十勝総合振興局)
- エ 支出負担行為や公有財産の処分等を行う権限を有する職については、空知総合振興局事務決裁細則で定められているが、権限の有しない者が専決しているものがあった。(空知総合振興局)
- オ 委託契約において、業務を委託の方法により執行しようとするときは、その内容、契約の方法、競争入札参加者又は見積書を徴する相手方等を明らかにした決定書を作成し、北海道財務規則の規定に基づく専決権者の決裁を得ることとされているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。(環境生活部)
- カ 補助金の額の確定に係る専決権限を有する職及び上限額等については、北海道財務規則等で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。

(経済部)

キ 支出負担行為の専決権限を有する職及び上限額等については、北海道財務規則等に定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあつた。

(総合政策部、教育庁)

ク 公衆浴場営業不許可処分取消等請求控訴事件において、道の敗訴が確定したことから、賠償金として、1件、2,652万7,617円の支出があつた。(保健福祉部)

ケ コンピュータソフトウェアを使用する業務においては、使用許諾契約に基づきソフトウェアを使用しなければならないが、これらを業務で使用するに当たり、ソフトウェアの著作権者の許諾を得ず複製して著作権を侵害したため、賠償金として、1件、1億8,689万5,800円の支出があつた。(総合政策部)

《指導事項》

ア 歳入金に係る現金の収納の事務に従事する収入取扱員については、部局長等が任命した会計員でなければならないが、会計員に任命していない者を収入取扱員としているものがあつた。

イ 1件の金額が300万円以上の委託料に係る支出負担行為を決定しようとするときは、審査課長の合議を経なければならないが、これを行っていないものがあつた。

ウ 自家用電気工作物保安管理業務に係る契約保証金の返還において、口座振替申出書の申出人が、債権者である契約保証金の納付者とは異なっているにもかかわらず、当該申出書に記載された口座名義人に振替払いを行っているものがあつた。

エ 歳入歳出外現金の代用として納付に使用することができる小切手は、銀行又は知事の指定する金融機関が振り出し、又は支払保証をしたものでなければならないが、入札参加者が振り出した銀行等の支払保証のない小切手をもって入札保証金の納付としているものがあつた。

オ 歳入歳出外現金の受入れにおいては、歳入歳出外現金管理者が、歳入歳出外現金等受入決定書により受入れの決定をし、歳入歳出外現金等取扱員に対し受入れの通知をしなければならないが、これらの手続を行わず、契約保証金を受け入れているものがあつた。

カ 現金領収証書管理者が人事異動等により交替したときは、引継書及び引継報告書を作成し、事務の引継ぎを行うこととされているが、これを行っていないものがあつた。

キ 資金前渡員が人事異動等により交替したときは、引継書及び引継報告書を作成し、事務の引継ぎを行うこととされているが、これを行っていないものがあつた。

ク 現金の収納事務において、収入取扱員が休職を命ぜられたときは、速やかに当該職員の解任と後任者の任命を行わなければならないが、これを行っていないものがあつた。

また、収入取扱員の事務の引継ぎにおいて、前任者が自ら事務の引継ぎを行うことができない場合は、引継事務代行者を指定することとされているが、休職中の当該職員が事務の引継ぎを行ったものとしているものがあつた。

- ケ 収入証紙の取扱いについて、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査しなければならないが、これを行っていないものがあった。
- コ 歳入歳出外現金等取扱員に異動があった場合は、検査員を定めて、その所掌する現金等の出納事務について検査をしなければならないが、これを行っていないものがあった。
- サ 収入証紙の部内検査については、部局長は、毎年3月31日において、検査員を定めて、その所掌する事務に係る収入証紙の取扱状況を検査し、検査員は当該検査の結果を部局長に報告しなければならないが、検査員の指定及び検査報告を行っていないものがあった。
- シ 自家用車の公用使用承認の手續において、道立学校の教職員が公務のために自家用車を使用するときは、教職員又は教職員と生計を一にする親族が所有し、かつ、通常の通勤等で使用している自動車でなければならないが、この内容を確認しないまま、当該自動車を公用使用として承認し、旅行させているものがあった。
- ス 特別職非常勤職員の任用においては、教育長が認める場合を除き、65歳以上の者を任用することはできないとされているが、スクールカウンセラー等の任用において、教育長の承認を得ることなく65歳以上の者を任用しているものがあった。
- セ 食のサポーターの委嘱において、当該サポーターとして再任する場合には、知事が委嘱することとされているが、この委嘱を行わないまま各種講演会等への参加を依頼し、道産品の販路拡大等に関し事業者等に指導・助言を行わせているものがあった。

《検討事項》

教職員が校務以外の業務に従事して給与が支給される場合については、校長の命令により、教職員が自校の研究・研修と密接に関係し校務と同等と考えられる教育研究団体の業務に従事する場合、校長等の承認を得て職務専念義務が免除され、勤務場所を離れて研修を受ける場合や条例等に特別の定めがある場合、有給休暇を取得した場合などとされている。

また、勤務時間中に教職員が教育研究団体の庶務・会計業務のみに従事することはできないこととされている。こうした中で、各道立学校においては、各種教育研究団体や部活動関連団体の総会や理事会への出席、大会運営や会場設営などの活動を校務と同等として、勤務時間中に当該業務に従事させ給与の支給を行っている。

しかし、これらの業務の中には、その内容が自校の研究・研修と密接に関係し校務と同等である場合に当たるのか、教育研究団体の庶務・会計業務のみに従事した場合に当たるのかが不明確なものなどがあることから、出張や外勤などを命ずることができる校務と同等なものなのか、有給休暇等の職務専念義務の免除が必要なものなのかを整理して、これら業務の給与支給上の取扱いを明確にするよう検討する必要がある。

第3 公営企業会計に係る定期監査結果

1 指摘事項等の件数

監査の結果、公営企業会計に係る9監査実施部局のうち、財務に関する事務の執行が総体として適正であると認められた部局は1監査実施部局、是正又は改善を求めた監査実施部局は8監査実施部局であり、指摘事項、指導事項及び検討事項としたものの件数は、次のとおりである。

区 分	指摘事項	指導事項	検討事項	計
予 算	(0) 0	(1) 1	(0) 0	(1) 1
収 入	(0) 0	(1) 2	(0) 0	(1) 2
支 出	(1) 2	(1) 4	(0) 2	(2) 8
契 約	(6) 5	(7) 5	(0) 1	1 3 (1 1)
財 産	(1) 3	(2) 2	(0) 1	(3) 6
工事(技術)	(0) 0	(1) 0	(0) 0	(1) 0
経 営 管 理	(2) 2	(0) 0	(0) 0	(2) 2
そ の 他	(2) 0	(2) 2	(0) 0	(4) 2
計	1 2 (1 2)	1 5 (1 5)	0 (4)	2 7 (3 1)

注 () 内は、平成22年度の件数である。

2 監査の結果

(1) 合規性の視点から是正又は改善を求めたもの

ア 予算に係る事項

《指導事項》

ソフトウェアの取得は、知的財産の使用権の取得とし、その取得に係る支出科目は使用料及び賃借料とすることとされているが、需用費で取得しているものがあった。

イ 収入に係る事項

《指導事項》

医療費預り金については、預かった日の翌日から起算して10日間に限り現金で保管できることとされているが、期限を超えて保管しているものがあった。

ウ 支出に係る事項

(7) 旅費

《指摘事項》

赴任旅費の支給において、新たに採用された職員については、旧居住地から新在勤地までの路程に応じて移転料等を支給することとなっているが、実際の居所と異なる場所を起点に赴任旅費を支給していた。

(イ) 委託料

《指導事項》

医事会計システム及び物品管理システム保守点検委託業務等において、点検又は修繕を実施したときは、当該点検又は修繕の結果を記載した書面の提出を受けることとされているが、委託業務契約者から書面の提出を受けず、業務の完了を確認しないまま委託料を支出しているものがあった。

エ 契約に係る事項

(ア) 委託契約

《指摘事項》

- a ボイラー等運転監視点検業務委託契約等において、最低制限価格を低く算定したことから、失格とすべき者を落札者としていた。(羽幌病院)
- b 白衣等洗濯業務委託契約において、2以上の単価により予定価格を定める場合で、全ての種類について同一の者を契約の相手方とするときは、全ての種類について最低の単価で入札した者を相手方とするか、あるいは各単価にそれぞれの種類の予定数量を乗じて得た額の合計額について最低の入札をした者を契約の相手方とするかについて、入札する条件として明らかにしなければならないが、これを行わずに入札を行っていた。
また、再度の入札を行っても落札者がなかったことから、各単価にそれぞれの種類の予定数量を乗じて得た額の合計額が最低でない者と随意契約していたが、こうした場合の契約の相手方の選定方法を明らかにしていなかった。(羽幌病院)
- c 道立病院の医療自給率等についての調査業務委託に係る入札執行において、入札保証金については、過去2年間に地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結した実績があるなどの場合には、その納付を免除することができることとされているが、当該免除要件に該当しない者の入札保証金の納付を免除しているものが、1件、5万6,595円相当あった。(保健福祉部)

《指導事項》

- a 庁舎警備業務委託契約において、落札者から入札保証金及び契約保証金を徴しているが、入札保証金を契約保証金に充当する処理を行っていないものがあった。
- b 医事会計システム保守管理業務委託契約において、予定価格を定める場合は、契約の目的となる役務について、取引の実例価格、履行の難易等を考慮して適正に定なければならないが、月によって業務内容が異なるにもかかわらず、1箇月当たりの保守点検価格に12を乗じたものを予定価格とし、委託料の支払も毎月の均等払いとしているものがあった。
また、定期点検の時期を委託業務処理要領に示していないものや受託者から業務処理責任者等の通知を受けていないものがあった。
さらに、受託者が委託業務の一部を再委託する場合には、あらかじめ委託者が書面により承諾することとされているが、この手続を行っていないものがあった。
- c 発電所等発電施設管理委託業務に係る委託料の積算において、退職給付引当金については、当該委託事業に直接従事する職員の委託期間に相当する金額を計上できるとされているが、団体の退職給付引当資産の前年度残額を算出基礎の一部としているため、委託期間に相当する金額となっていないので、適切な積算方法について

検討する必要がある。

(イ) その他の契約

《指摘事項》

- a 検査試薬等の単価契約の見積合せの執行において、無権代理人が提出した見積書は無効としなければならないが、見積りの権限を委任されていない者が提出した見積書や代理人が委任状の受任期間外に選任した復代理人が提出した見積書を有効なものとしていた。
(子ども総合医療・療育センター)
- b 給食材料の購入について、単価契約を締結していないにもかかわらず、単価契約を前提とした給付を受ける手続により購入しているものが、71件、69万1,973円あった。
(緑ヶ丘病院)
- c 物品購入に係る見積合せの執行において、押印のない見積書は無効としなければならないが、代表者印の押印のない見積書を有効なものとして見積合せに参加させているものがあった。
(保健福祉部)

《指導事項》

- a 物品購入等の検査において、供給人から納品の通知を受けたときは、検査員は履行確認のための検査を行うこととなっているが、検査当日に在勤していない検査員が検査を行ったとしているものがあった。
- b 物品購入において、供給人から納品の通知を受けたときは、検査員は履行確認のための検査を行うこととなっているが、物品の一部について検査が行われていないものがあった。
- c 工業用水道の発生土売買契約において、売買契約の相手方に発生土を引き渡す際には、業務担当員が立会い、その数量を確認することとされているが、これを行っていないものがあった。

オ 財産に係る事項

(7) 固定資産等

《指導事項》

事業資産の管理において、道以外の者に事業資産の使用を許可した場合には、事業資産使用許可簿を備え必要な事項を記録しなければならないが、平成19年度以降これを行っていないものがあった。

また、物件を借り受けたときは、借受物件台帳等を備え必要な事項を記録しなければならないが、これを行っていないものがあった。

(イ) 物品

《指摘事項》

麻薬を含有している薬品の取扱いにおいて、患者が診療施設等で払い出された薬品を持参して入院し、その後、継続使用しない場合には、病院において廃棄することとされているが、廃棄することなく使用しているものがあった。
(苫小牧病院)

《指導事項》

現金領収証書については、その受入れの状況等を明確にするため、現金領収証書受払簿を備え、必要事項を記載し適切な管理を行わなければならないが、これを行っていないものがあった。

カ 工事(技術)に係る事項

積算

《指導事項》

工業用配水管布設工事において、配水管の掘進に用いた泥水の運搬処理費を積算するに当たり、重量当たりの施工単価に泥水の重量で積算しなければならないが、体積で積算したため設計金額が過少となっているものがあった。

(2) 経営に係る事業の管理について是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 病院事業の経営については、当年度の純損失が26億4,745万4,149円となっており、累積欠損金は710億925万36円と多額となるなど、極めて厳しい経営状況にあるため、引き続き経営の改善を図る必要がある。(保健福祉部)

イ 工業用水道事業の経営については、当年度の純利益が1,335万411円となっており、黒字決算となったところであるが、なお累積欠損金は222億2,025万1,242円と多額となるなど、厳しい経営状況にあるため、経営健全化計画の目標である平成25年度の経常収支比率101.5%に向けて引き続き経営の改善を図る必要がある。(企業局)

(3) 交通事故が発生しているもの

《指導事項》

公用車による交通事故が発生し、賠償金を支出しているものがあった。

(4) その他是正又は改善を求めたもの

《指摘事項》

ア 公宅の借上げにおいて、職員の異動等に伴い借上公宅の契約を解除したときは、当該契約に係る敷金の返還を受けなければならないが、敷金返還に係る請求手続を行っていないものが、2件、7万2,000円あった。

また、当該敷金に係る債権管理簿を作成していなかった。(羽幌病院)

イ 支出の原因となるべき契約を締結する権限を有する職については、北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則で定められているが、権限を有しない者が専決しているものがあった。

また、必要な総務部長への合議を行っていないかった。(保健福祉部)

《指導事項》

現金又は有価証券の出納事務について、部局長は、企業出納員に異動があった場合は、検査員を定めて検査を行わせることとなっているが、これを行わせていないものがあった。